○国土交通省告示第百四号

石垣空港の供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　空港の名称及び位置　石垣空港　沖縄県石垣市

三　供用廃止の予定期日　平成二十五年三月七日

○国土交通省告示第百五号

沖縄県から新石垣空港の空港の範囲の変更及び供用開始期日について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　空港の名称及び位置　新石垣空港　沖縄県石垣市

三　空港の設備の概要

イ　標点の位置　北緯二十四度二十三分四十七秒　東経百二十四度十四分四十二秒　標高三十一メートル

ロ　空港の範囲　第一図のうち一点鎖線で囲まれた部分（変更前の空港の範囲については、平成十八年国土交通省告示第二号を参照）

ハ　空港の総面積　百四十三万三千百三十平方メートル

ニ　着陸帯

(1)　等級　C級

(2)　長さ　二千百二十メートル

(3)　幅　三百メートル

ホ　滑走路

(1)　長さ　二千メートル

(2)　幅　四十五メートル

(3)　強度　単車輪荷重三十一・五トン

(4)　方位　北三十五度五十二分十九秒東（真方位）

(5)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ヘ　誘導路

(1)　延長　二千三百十八メートル

(2)　幅　二十三メートル、二十六・五メートル及び三十メートル

(3)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ト　エプロン

(1)　面積　七万五千百四十五平方メートル

(2)　舗装の種類　セメントコンクリート舗装

チ　その他　飛行場標識施設　一式

四　供用開始期日　平成二十五年三月七日

五　空港の範囲を示す詳細図を沖縄県庁にて縦覧に供する。

第一図　　新石垣空港

